

労務ROAD

- 協会けんぽでのマイナンバー活用が始まります
- 育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪府中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

協会けんぽでのマイナンバー活用が始まります

協会けんぽでは、2017年1月から各種申請書にマイナンバー欄の追加を行いました。いよいよ7月からは、他の医療保険者や行政機関等との情報連携が開始されます。

具体的には、**2017年7月18日から**、高額療養費など、以下の申請において、**非課税証明書等の添付書類が必要となる場合に、申請書等にマイナンバーの記入が求められます。**ただし、7月から3か月程度は、マイナンバー制度全体で、情報連携の事務処理手続きへの移行を円滑に行うことを目的に、「試行運用期間」が設けられています。試行運用期間では、情報連携の結果と添付書類の内容に違いがないかなどが確認されますので、引き続き従来と同様、添付書類の提出が求められます。なお、今年の秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

【マイナンバー記入により情報連携が行われる申請】

- ① 高額療養費の申請(低所得者のみ)
- ② 高額介護合算療養費の申請(低所得者のみ)
- ③ 基準収入額適用申請
- ④ 食事及び生活療養標準負担額の減額申請(低所得者のみ)

(注)情報連携のためにマイナンバーの記入が必要となるのは、非課税証明書等の添付が必要な場合のみ



マイナンバー

【協会けんぽより】

育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、さらに、**平成29年10月1日**より、**保育所等における保育の実施が行われないなどの理由**により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。



ただし、子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、**改めて確認書類の提出が必要**となります。

【延長できる理由の詳細】

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等(※)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合(※)保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については市町村にご確認願います。

イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者(※)であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合(※)配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

※なお、今回の改正は、**子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降**となる方が対象となります。(=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。)

【厚生労働省より】